

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成29年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

ただし、大雨警報が午前8時45分に発令されましたので、しばらく休憩します。

直ちにこの後、議会運営委員会を開きます。よろしく。

午前九時〇〇分休憩

——・——

午後一時〇〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、9番 田淵議員、10番 中西議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（北裏典孝君） 説明します。

平成29年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

本日9月12日・火曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、地震・津波対策特別委員会を開きます。終了後、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会を開きます。

13日・水曜日、本会議、一般質問。

14日・木曜日、本会議、一般質問、議案審議。

15日・金曜日、本会議、議案審議。

16日・土曜日、休会。

17日・日曜日、休会。

18日・月曜日、休会、いずれも閉庁です。

19日・火曜日、休会。

20日・水曜日、本会議、議案審議。

21日・木曜日、本会議、議案審議。

以上です。

○議長（高野正君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から9月21日までの10日間にした
いと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日ま
での10日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

報告第1号 平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町
村総合事務組合同規約の変更について

議案第2号 美浜町公共下水道事業基金の設置に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第3号 美浜町公民館設置条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町文化財保護条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第6号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第7号 美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び美浜町公共
下水道条例の一部を改正する条例について

議案第8号 工事請負契約の締結について

議案第9号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について

議案第10号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい
て

議案第13号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上です。

○議長（高野正君） 町長提出案件は以上です。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員会から9月例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

平成28年度決算審査結果等については、文書報告を受けています。お手元配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。中西議員。

○監査委員（中西満寿美君）平成28年度決算審査についての報告を行います。

審査の概要、審査期日は、平成29年8月10日と8月21日、8月22日、8月23日です。

審査の対象は、1つ、平成28年度美浜町一般会計、2つ目が平成28年度美浜町国民健康保険特別会計、3つが平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計、4つが平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計、5つ目が平成28年度美浜町介護保険特別会計、6つ目が平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計です。

概要は、地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計5会計の決算等にかかわる審査の結果について、報告します。

平成28年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

1 番目、一般会計。

平成28年度一般会計の決算額は、歳入43億51,102,156円、歳出が41億37,644,681円で、平成27年度に比較して、歳入で2.25%、歳出で3.43%、それぞれ増加をしております。

歳出面においては、執行率92.18%で、明許繰越額として32,286千円、予算に対する不用額は1億14,389,319円、2.55%であり、前年度より0.1%減少しています。

財政収支の状況で、決算状況は歳入歳出差引額2億13,457,475円の剰余金が生じております。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費32,286千円、これを差し引いた実質収支は1億81,171,475円で、単年度収支はマイナス60,592,974円です。

次に、財政指標について、財政構造の弾力性を測定する比率に使われる経常収支比率は91.7%、27年度は88.3%です。

2. 国民健康保険特別会計。

平成28年度国民健康保険特別会計の決算は、歳入12億32,579,765円、歳出11億22,134,847円で、前年度に比較して、歳入は2.58%、歳出は7.06%、減少しております。

歳入歳出差引額（実質収支額）は1億10,444,918円となっております。歳入の19.50%を占める保険税では、前年度に比べ3.88%の減少です。不納欠損額と

して7件、407千円を処分しております。

3. 農業集落排水事業特別会計。

平成28年度における決算額は歳入歳出ともに87,868,640円で、前年度に比較して、歳入52.84%、歳出52.83%、それぞれ減少しております。歳入歳出差引額はゼロ円、実質収支額はゼロ円です。

4. 公共下水道事業特別会計。

平成28年度における歳入決算額は1億51,423,383円、歳出1億51,310,883円、前年度に比較して、歳入42.20%、歳出41.43%、それぞれ減少しています。歳入歳出差引額112,500円、実質収支額は112,500円です。

5. 介護保険特別会計。

平成28年度における歳入決算額は8億24,658,922円、歳出8億7,604,202円、前年度に比較して、歳入1.53%、歳出0.80%、それぞれ増加しています。

歳入歳出差引額（実質収支額）は17,054,720円となっております。歳入の19.02%を占める保険税では、前年度に比べ1.67%増加です。不納欠損額として84件、706,370円を処分しています。

6. 後期高齢者医療特別会計。

平成28年度における歳入決算額は1億88,720,432円、歳出1億87,467,832円で、前年度に比較して、歳入5.41%、歳出5.59%、それぞれ減少しています。

歳入歳出差引額（実質収支額）は1,252,600円となっております。歳入の32.11%を占める保険税では、前年度に比べ3.86%の増加です。

以上、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書は、法令に基づいて調製されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものでした。

審査の意見。

(1) 不用額について。

不用額の総額は、1億14,389,319円で前年とほぼ同額が計上されています。不用額については、経費を抑制削減しながら予算編成し、そして執行されている中で、結果として不用額が生じているものと考えます。不用額が生じる場合は、減額補正に努めるとともに、不用額となった原因について内容を分析し、今後の予算編成に的確に反映させ、財政効率の向上に努めていただきたい。

(2) 基金について。

財政調整基金残高は、平成28年度末で13億56,139,111円となっており、前年度末と比較して12,903,763円増加しており、2年連続の増加です。

今年度においては、財政調整基金の一部、3億円を債券に振りかえて保管するように

なっています。その運用益に期待をされてのことと思いますが、満期が20年と長期にわたるなど、一抹の懸念を持つところです。

（3）公用車の保有について。

公用車の保有台数は、決算年度末現在において51台、うち軽自動車30台となっております。5年前決算と比較して特に軽自動車が10台増加しています。軽自動車は、汎用性・利便性が高く、住民サービスを提供する上ではなくてはならないものですが、常に良好な状態で管理しなければならない物品です。

各公用車ごとに運行記録簿を具備しているところですが、そのデータを分析するなど、真に必要な台数を検証すべきではないかと考えます。

平成28年度一般会計歳入歳出決算の歳入歳出差引残高は2億13,457,475円、実質収支額は1億81,171,475円で黒字決算となっております。また、各特別会計についても黒字あるいは均衡決算となっております。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.7%で、前年度と比較して3.4ポイント、若干上昇しております。

町財政の中で、地方交付税に依存する割合は高くなっていますが、今後の社会情勢の変動により減少してくることも推測されます。その反面、高齢者人口の増加等に伴う社会保障費の増加、さらに地震・津波による防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化に伴う整備等、今後の財政需要は一段と増大するものと予想されます。

今後、自主財源の確保と常に厳しいコスト意識を持って効率性・効果性の観点から事務事業の改善に努めるなど、財政規律と投資のバランスを図りながら、健全な財政運営に努めてもらいたいと思います。

また、既に町政の基本的な方向を示す長期総合計画後期計画、人口ビジョン、地方創生総合戦略、行政改革実行計画が策定され、現在進捗されている中で、本年度においては公共施設等総合管理計画が策定されています。今後、これらの計画を連携させ、職員一人一人の意識を高め、常に住民福祉の向上を推進する町政運営に取り組まれることを期待します。

次に、平成28年度の決算審査意見書ですが、水道事業会計について報告します。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度美浜町水道事業会計の決算書類について審査をしたので、その結果を報告します。

1. 審査期日、平成29年7月10日。
2. 審査対象、平成28年度美浜町水道事業会計。
3. 審査の方法。

決算審査に当たって、町長から提出された決算書類が、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算について説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているかについても審査しました。

その他、平成28年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

4. 審査の概要。

収益的収入及び支出についての水道事業収益は、決算額1億42,197,928円で、その内訳は営業収益1億20,217,472円、営業外収益21,980,456円です。

水道事業費用額は、決算額1億19,676,254円で、その内訳は営業費用1億11,013,630円、営業外費用8,662,624円です。

資本的収入は、予算額1億75,140千円に対し、決算額は、1億71,565,320円です。資本的支出は、決算額2億65,308,782円で、執行率は96.80%です。

また、資本的収入が資本的支出に不足する額93,743,462円については、過年度分損益勘定留保資金21,139,441円、当年度分損益勘定留保資金39,909,502円、当年度消費税資本的収支調整額17,466,080円、建設改良積立金15,228,439円で補填しています。

次に、損益計算書では、営業収益合計1億11,346,584円、営業費用合計1億8,993,119円となり、差し引きすると営業利益は2,353,465円です。

また、営業外収益合計16,992,121円、営業外費用合計8,685,440円となり、経常利益は10,660,146円となります。特別利益と特別損失はなく、当年度純利益は、経常利益と同じ10,660,146円です。年度末の未処分利益剰余金は99,324,743円です。

以上が決算の概要です。

審査の結果、審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認めます。

6. 審査意見。

給水人口は、平成25年度に8,000人を割り込み、さらに引き続き減少しており、平成28年度は7,430人となっています。また、1人当たりの給水量も減少傾向となっていることから年間給水量は平成以降最低の905,000m³となっています。

今後の水需要の動向は、人口動向が大きく左右することから、現状では需要の増加が見込めないと予測されます。さらに効率的な事業運営の推進に努めてもらいたい。

有収率は95.99%で過去数年間のデータと比較すれば、ほぼ高率の横ばい状態であり評価できるものです。なお一層の有収率の高率維持に努力していただきたい。

建設改良事業については、配水施設改良費として、西山配水池の増設工事1億

81,825,560円、同電気設備工事31,357,800円では、緊急遮断弁等が設置されるなど事業の進捗が図られ、給水の安定供給の確保に向けた取り組みが行われたところです。

しかしながら、今後、浄水場などの施設の耐震化、また、施設の更新需要の増加が見込まれる中で、多額の支出が経営を圧迫することのないよう将来にわたり安定的な水道事業経営に努められたい。

最後に、決算に係る財政健全化審査・経営健全化審査について報告します。

審査の概要。

審査期日、平成29年8月23日。

審査対象、1.平成28年度決算に係る健全化判断比率、2.平成28年度決算に係る資金不足比率。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率・資金不足比率等にかかわる審査の結果について報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

1.健全化判断比率。

実質赤字比率。

平成28年度一般会計歳入歳出決算においては、赤字はなく、実質収支額が1億81,171,475円の黒字であることから、実質赤字比率は発生していません。なお、早期健全化基準の15%は、標準財政規模に対する赤字額の割合を言います。

連結実質赤字比率。

一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の各会計における平成28年度決算においては、それぞれ赤字もしくは資金不足はなく、これらを連結させた場合、4億89,850千円の黒字であることから、連結実質赤字比率は発生していません。なお、早期健全化基準は20%です。

実質公債費比率。

一般会計における公債費や特別会計・一部事務組合に係る公債費負担をもって算出された平成28年度決算に係る実質公債費比率については、6%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回っています。

将来負担比率。

一般会計が実質的に負担することとなる地方債残高や退職手当支給予定額などをもって算出された平成28年度決算に係る将来負担比率については、49.9%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大きく下回っております。

2.資金不足比率。

農業集落排水事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計、水道事業会計の各会計にお

ける平成28年度決算においては、いずれも資金不足はなく、よって、資金不足比率は発生しておりません。なお、経営健全化基準は20%です。

以上、審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

平成28年度の財政健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結赤字比率はともになく、また実質公債費比率及び将来負担比率はともに早期健全化措置が要求される基準値を大幅に下回っており、国が示す基準をクリアしております。

しかし、財政健全化判断比率はあくまで財政状況を示す目安にすぎず、従来からの経常収支比率なども含め、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進していく必要があります。

経営健全化審査における対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、いずれの会計においても資金不足はなく事業の経営は健全な状態となっております。今後とも、経営健全化基準に近づかない経営を推進していく必要があります。

以上のことから、健全で安定的な財政運営を維持できるよう、最少の経費で最大の効果が得られるよう、費用対効果を念頭に置いて行財政運営を推進し、住民の福祉の向上に一層の努力を求めます。

以上で、報告を終わります。

○議長（高野正君） 次に、議員の派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として、お手元に配付しています。

次に、教育長から、平成29年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 皆さん、こんにちは。

平成29年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告1件、議案13件、認定7件について提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号は、平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございますが、平成28年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。

また、実質公債費比率につきましては6.0%、将来負担比率につきましては49.9%

となり、早期健全化団体基準を大きく下回ってございます。

平成28年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計ではいずれも資金不足は発生してございません。

議案第1号は、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

和歌山県市町村総合事務組合のうち、退職手当に関する事務について、紀の海広域施設組合が非常勤公務災害に関する事務について有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合の3つの組合が共同処理したい旨の通知がありましたので、規約の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、美浜町公共下水道事業基金の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

松原地区公共下水道事業につきましては、平成28年度をもって計画区域の管渠工事が終了いたしましたので、基金に余剰金が生じた場合の処分の方法として、条文に精算の規定を追加し、受益者負担金を還付できる規定を設けるものでございます。

議案第3号は、美浜町公民館設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方創生拠点整備交付金を活用して三尾分館の2階部分をレストランとして活用することとなっていることから、美浜町公民館設置条例を改正して、三尾分館については、1階部分のみが公民館であるとするものでございます。

議案第4号は、美浜町文化財保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例の目的を規定する第1条中の文化財保護法の引用条文が、第98条の第2項から第182条第2項に変更されていることが判明したため、整合性を図るため条例を改正するものでございます。

議案第5号は、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、条文中、過料の規定を定めています部分について、その根拠である介護保険法第214条第3項の規定が改められることから、同様に本条例も改正するものでございます。

議案第6号は、美浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

このたび、国の公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正され、一部の条文が削除、追加されたため、美浜町営住宅条例のうち引用する部分が条ずれすることになりますので、入居者の同居の承認や入居の継承などを定めた関係部分を整備するものでございます。

議案第7号は、美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び美浜町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、来年4月からの町内の下水道料金統一に向けて、第1条で農業集落排水事業に係る料金について、第2条で公共下水道事業に係る料金について、それぞれ条例を改正するものでございます。

議案第8号は、工事請負契約の締結についてでございます。

町道吉原上田井線橋梁下部工事の入札につきましては、去る8月22日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものでございます。

議案第9号は、平成29年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ18,005千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を41億75,744千円とするものでございます。

まず、3ページ、4ページに債務負担行為の追加、廃止と、地方債の変更を計上してございます。

歳入では、まず8ページ、地方交付税の増額は財源調整によるものでございます。

国庫支出金・国庫補助金・土木費国庫補助金の減額は、吉原上田井線の事業費とその国庫補助率が下がったことによるもの、教育費国庫補助金の追加は、松洋中学校特別教室等の空調設備設置事業に国の学校施設環境改善交付金の内示がありましたので追加するものでございます。

今回の補正予算で大きなものは、この2点でございまして、あとは各種補助金などでございます。

歳出では、14ページの土木費・道路橋梁費・道路新設改良費15,000千円の減額は、平成29年度の吉原上田井線改良事業に関し、執行できる補助事業費が確定したことによるものでございます。

16ページの教育費・中学校費・学校管理費24,881千円の追加は、継続して要望していましたが松洋中学校の特別教室棟の空調設備について、国の補助金が採択された旨の連絡が入りましたので、設計監理費と工事費を計上するものでございます。

そのほかの歳出につきましては、台風5号による経費やマイナンバー関連の経費などでございます。

議案第10号は、平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ50,558千円の追加をお願いいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億64,264千円とするものでございます。

議案第11号は、平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,114千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を8億60,867千円とするものでございます。

議案第12号は、平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,253千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億95,480千円とするものでございます。

議案第13号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、美浜町教育委員をお願いしています美浜町大字和田396番地の内2号、出口和幸氏の任期が本年9月30日までとなっております。

出口氏は平成25年10月に教育委員会委員に任命させていただき、今日まで町の教育行政に積極的に取り組み、ご活躍いただいております。

このたび任期を迎えるに当たり、出口氏を再度教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

認定第1号は、平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成28年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成28年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案13件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれで散会します。

午後一時四十八分散会

再開は、あす13日午前9時です。お疲れさまでした。

なお、この後、特別委員会を行いますので、委員長の指示に従ってください。